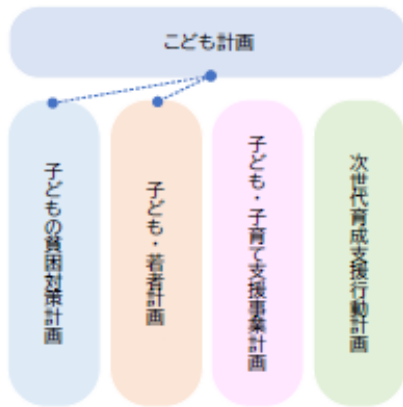


令和4年6月にこども基本法が成立し、こどもの施策の策定等にあたって子どもの意見の反映に講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられました。

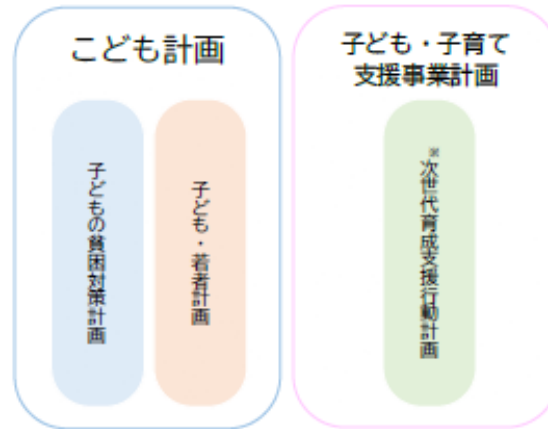
第3期子ども・子育て支援事業計画（想定）

各子ども施策に関する計画の 個別・独立型



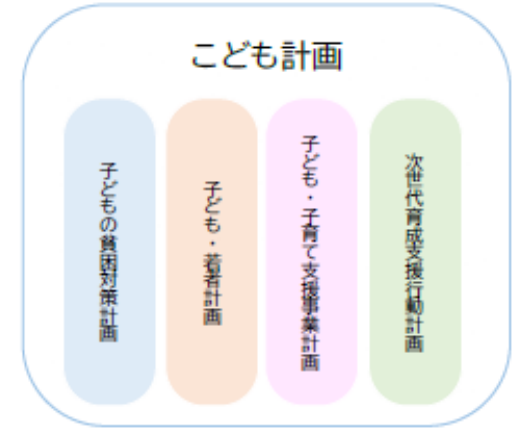
各子ども施策に関する計画を、すべて個別・独立して策定します。

「こども計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の 二本型



こども計画と、子ども・子育て支援事業計画を分けて策定します。

「こども計画」一本型



こども計画と、子ども・子育て支援事業計画を分けて策定します。

調査～計画策定のスケジュール（イメージ）



いずれの体系においても、こども計画を策定する場合には、令和5年秋の国のこども大綱の決定を持って、市は子どもの意見聴取を実施し、県のこども計画も勘案して令和6年度に計画を策定する手順となると想定しております。なお、「第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた子育て世代のニーズ調査については、その手法や要否を含め、国の基本方針等、動向を注視し進めてまいります。

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間の1期とした事業計画を定めるものとして、います。この計画は5年ごとに策定するものとされており、第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）が現在の計画です。

